

泉崎村通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不当な圧力の排除を目的として設置する通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容等を録音又は記録する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により記録された音声、通話日時等の電磁的記録をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置くことができる。
- 3 管理取扱者は、管理責任者が指定する者をもって充てる。

(個人情報保護)

第4条 管理責任者及び管理取扱者は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者及び管理取扱者は、録音データにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の使用)

第5条 職員は、通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に録音することを告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝等刑事事件に発展するおそれがあるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、告知しないことがやむを得ないと認められるとき。

(録音データの保存及び廃棄)

第6条 録音データの保存期間は、当該録音データが記録された日から30日間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 録音データは、記録された時の状態で保存し、加工してはならない。

- 3 第1項に規定する保存期間を経過した録音データは、消去を行うものとする。ただし、通話録音装置に上書き機能がある場合は、この機能を活用して消去するものとする。
- 4 録音データは、複製してはならない。ただし、次条ただし書に規定する場合、法第76条の規定による開示の請求があった場合及び管理責任者が通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 管理責任者は、録音データを保存した電磁的記録媒体を破棄する場合は、破碎その他の録音データを復元することができない方法により行うものとする。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第7条 録音データ(当該録音データを保存した電磁的記録媒体を含む。)は、通話録音装置の設置の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び法第69条第2項の規定に基づく場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。